

## 第408回南国市議会臨時会会議録

南国市告示第53号

令和元年7月26日

南国市長 平 山 耕 三

第408回南国市議会臨時会を次のとおり招集する。

### 記

1. 期 日 令和元年8月2日

2. 場 所 南国市役所 5階議場

3. 付議事件

- (1) (仮)ものづくりサポートセンター新築工事請負契約の締結について
- (2) 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車購入契約の締結について
- (3) 損害賠償の専決処分の報告について
- (4) 損害賠償の専決処分の報告について
- (5) 公営住宅明渡等請求訴訟の提起の専決処分の報告について

第1日 令和元年8月2日 金曜日

### 出席議員

1番 神 崎 隆 代	2番 植 田 豊
3番 浜 田 憲 雄	4番 山 中 良 成
5番 岩 松 永 治	6番 西 川 潔
7番 土 居 恒 夫	8番 高 木 正 平
9番 有 沢 芳 郎	10番 中 山 研 心
11番 前 田 学 浩	12番 村 田 敦 子
13番 岡 崎 純 男	14番 小笠原 治 幸
15番 野 村 新 作	16番 浜 田 和 子
17番 浜 田 勉	18番 土 居 篤 男
19番 福 田 佐和子	20番 西 岡 照 夫

＊

欠席議員

なし

＊

出席要求による出席者

市長	平山耕三	副市長	村田功
参事兼総務課長	西山明彦	参事兼財政課長	渡部靖
参事兼企画課長	松木和哉	情報政策課長	原康司
危機管理課長	山田恭輔	税務課長	高野正和
市民課長	崎山雅子	子育て支援課長	溝渕浩芳
長寿支援課長	島本佳枝	保健福祉センター長	土橋愛
環境課長	谷合成章	農林水産課長	古田修章
農地整備課長	田所卓也	商工観光課長	長野洋高
建設課長	西川博由	地籍調査課長	横山聖二
都市整備課長	若枝実	上下水道局長	橋詰徳幸
会計管理者兼会計課長	秋田節夫	福祉事務所長	池本滋郎
教育長	竹内信人	教育次長兼 学校教育局長 兼選挙管理委員会 長	伊藤和幸
生涯学習課長	中村俊一	選挙事務局長 兼農業委員会 長	高橋元和
監査委員局長	天羽庸泰	事務局長	弘田明平
消防長	小松和英		

＊

議会事務局職員出席者

事務局長	公文知子	次長	野口裕介
書記	門脇智哉		

＊

議事日程

令和元年8月2日 金曜日 午前10時開議

第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 議案第1号 (仮)ものづくりサポートセンター新築工事請負契約の締結について

第4 議案第2号 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車購入契約の締結について

第5 報告第1号 損害賠償の専決処分の報告について

第6 報告第2号 損害賠償の専決処分の報告について

第7 報告第3号 公営住宅明渡等請求訴訟の提起の専決処分の報告について

—————\*—————

### 本日の会議に付した事件

日程第1より日程第7まで

—————\*—————

午前10時31分 開会・開議

○議長(岡崎純男) これより第408回南国市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

—————\*—————

### 会期の決定

○議長(岡崎純男) 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡崎純男) 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

—————\*—————

### 会議録署名議員の指名

○議長(岡崎純男) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、山中良成議員及び福田佐和子議員を指名いたします。

—————\*—————

○議長(岡崎純男) 市長より議案の送付がありましたので、お手元へ配付いたしました。

.....  
元南総第92号

令和元年8月2日

南国市議会議長 岡崎 純 男 様

南国市長 平 山 耕 三

第408回南国市議会臨時会の議案の送付について

第408回南国市議会臨時会に提出する議案を別紙のとおり送付します。

議案第1号 (仮) ものづくりサポートセンター新築工事請負契約の締結について

議案第2号 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車購入契約の締結について

報告第1号 損害賠償の専決処分の報告について

報告第2号 損害賠償の専決処分の報告について

報告第3号 公営住宅明渡等請求訴訟の提起の専決処分の報告について

.....

-----\*

議案第1号、議案第2号、報告第1号から報告第3号まで

○議長（岡崎純男） この際、議案第1号、議案第2号及び報告第1号から報告第3号まで、以上5件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔平山耕三市長登壇〕

○市長（平山耕三） おはようございます。本日、議員の皆様のご出席をいただき、第408回の南国市議会臨時会を開催していただきますことに厚く御礼申し上げます。

それでは、第408回南国市議会臨時会の開会に当たり、提案理由を申し述べます。

議案第1号（仮）ものづくりサポートセンター新築工事請負契約の締結について、（仮）ものづくりサポートセンターは、「ものづくり」をコンセプトに、観光誘客・振興、人材育成及び雇用促進の機能を果たすものとして、南国市立地適正化計画における都市機能誘導施設「まちおこしセンター」に位置付け、延べ床面積2,372.6平方メートル、鉄骨造り3階建てで建設するものであります。

本施設の工事請負契約の締結に関して、令和元年7月25日に一般競争入札を実施した結果、有限会社七祐建設が11億2,365万円（消費税含む。）で落札しましたので、同社と契約するこ

とについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和40年南国市条例第4号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

後に入札の状況を添付していますので、御参照ください。

議案第2号災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車購入契約の締結について、発生が危惧される南海トラフ地震及び多様化する火災に備え、地域防災体制を確実なものにすることを目的として策定された消防本部車両更新整備計画により、南国市消防署の災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車を購入するに当たり、令和元年6月20日に指名競争入札を実施しました。

その結果、有限会社共栄防災設備が6,050万円（消費税含む。）で落札しましたので、同社と契約することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和40年条例第4号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

後に入札の状況を添付していますので、御参照ください。

報告第1号損害賠償の専決処分の報告について、報告第2号損害賠償の専決処分の報告について、平成31年4月16日午後1時45分頃、南国市小籠180番地8付近の県道後免中島高知線上において、市職員が公用車の使用により相手方に損害を与えたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されている事項について、物損事故分7,010円及び人身事故分49,162円の損害賠償の額をそれぞれ専決処分いたしました。

つきましては、同条第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

なお、損害賠償額につきましては、その全額を全国市有物件災害共済会から支払うものであります。

報告第3号公営住宅明渡等請求訴訟の提起の専決処分の報告について、訴訟の相手方は長期間にわたり家賃を滞納し、その額は高額となっております。

市は、相手方に対し住宅明渡しと賃料相当損害金の支払いを、連帯保証人に対して賃料相当損害金の支払いを求めておりましたが、法的な手段で解決する以外方法がないと判断いたしました。

そのため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されております公営住宅明渡等請求訴訟の提起を専決処分いたしました。

つきましては、同条第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

以上をもちまして、私からの提案理由の説明を終わります。何とぞ御審議の上、適切な議決

を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡崎純男） これにて提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第1号の質疑を許します。質疑はありませんか。14番小笠原治幸議員。

〔14番 小笠原治幸議員発言席〕

○14番（小笠原治幸） 1号議案、ものづくりサポートセンター新築工事請負契約の締結についての質疑を行います。

まず、入札の内容でございますが、非常におかしな入札内容でした。大体の方、御存じだと思いますけど、8社が入札に参加し、もちろん1社が落札したわけですが、あとの7社が全部失格になっております。失格というのは過去にもあったんですけど、1社を除いて全員が失格というのは、過去に私は見たことないんですけどもね。

入札というのは、実は非常にくじ引き入札というぐらい入札はピタピタ合っておりました。例えば、前回の中学給食の建物にしても、設備ぴったり、電気工事もぴったり。こういう中において、非常におかしな入札で、実はきのう勉強会の中でも説明があったわけであって、市長御自身も担当課に問い合わせをしたという。また説明の課長にしても、非常に内容の歯切れの悪い説明をいただき、誰しものがこの入札はちょっとおかしいんじゃないか、入札の金額にしても非常におかしな点があって、私きのう、いただいた資料を見て、その中でも実はおかしい点がありました。これは証拠があるもんでも何でもないですけど、こういうおかしい入札というのは、インターネットでも配信されておるわけですから、関係者が見ると、ああこれは同業者にすれば、おかしい入札だなというのはすぐにわかります。

その大きな要因を聞くものであって、勉強会でもこういう話は出たんですけど、この説明をいただき、それと設計事務所がございまして、設計事務所こういう見積もりを積算してやるんですけど、その調査をせえとか、そういうことはなかなか難しいことですので、やっぱりこれから先のコンプライアンスですよ。こういう事態が起こらないようなコンプライアンスをしっかりとお伝えを願いたい、そういう方法ですよ、入札の方法。例えば、入札の価格の提示とか、最低制限価格の提示とか、そういうことを含めて、こういう疑義を抱かない公正な入札ができるということをお聞きをしたいと思います。

きのうもちょっとお聞きしたんですけど、補助金の関係があって、非常に急いどるようです。急いであることが賛成とか、そういうことじゃなくて、国の補助金をいただくためには、そういう大きな書類を出さなきゃいけない。そういう書類を出す上において、こういう非常におかし

な入札がしっかりと認められるかどうかということの3点をお聞かせを願いたいです。以上です。

○議長（岡崎純男） 答弁を求めます。市長。

〔平山耕三市長登壇〕

○市長（平山耕三） 先ほどの小笠原議員さんからの御質問でございますが、確かに今回のものづくりサポートセンターの入札状況ということを見た中で失格が多いということは、このとおりでございます。

そこで、いろいろと御質問内容はあったわけでございますが、まずこの受注の状況というのは、今の業界の状況によってもかなり変わってくるところがあると思います。いつき前までは人不足、今でもそのように言われておりますが、人件費が高騰している。また、資材が不足して資材が高騰している。そういったことも今まで言われてきたところでございます、実際の数年前まで不落ということもうえに、この金額でとってくれないということも起こりました。

そういった中で、今回南国市としましては、先ほどおっしゃったとおり、予算をどうしても執行したいということがございまして、工期を確保するためにこの臨時会も開いていただいているところでございます。その中で、この金額等がこのようになったというのは、今までの流れの中で、私も驚きはしました。ただ、そこは業界の中で、今受注をしたいと、実際請けている工事とかがないといった場合はとりたいということになっていくわけですね。そういったときには、やはりそこの利益を少なくしてでも今とっておきたいということも起こるということもあります。そういった業界の状況ということが金額にも大きく作用するという事は出てまいります。

今回の場合、このような結果になったところを受けまして、先ほど小笠原議員も申しましたとおり、再度私のほうも設計の担当者に確認もしました。設計はきちとなされているという確認もしております。また、この手続につきましても、今まで南国市が行ってきた手続ののっとして実施しているものでございまして、これがその法令違反に当たるとかいうような認識はしておりません。これはこのとおり適切であって、今後補助事業にも十分この金額で出していけると考えております。私からは以上でございます。

（「コンプライアンス」と呼ぶ者あり）

○議長（岡崎純男） 財政課長。

〔渡部 靖参事兼財政課長登壇〕

○参事兼財政課長（渡部 靖） 小笠原議員の御質問にお答えいたします。

今回の入札におきまして、昨日の勉強会におきましても、いろいろな御意見をいただきました。その中で、入札、設計における何らかの疑念、そういったものがあるのではなかろうかということもございましたので、それぞれ私のほうから設計会社及び落札業者さんのほうにも確認させていただいております。その中で、そういったことはないというふうに御回答もいただいております。なお、設計につきましては、そういったことが特に漏れるとか、そういったことの疑念が抱かれかねない、そういったこともあるので、今後ともコンプライアンスの徹底、こちらにつきましては要望をいたしております。

また、今後につきましてなんですが、これまで本市の入札におきましては、公契連モデルに準じた形で行っております。ただ、今現在、国のほうの指導におきましても、低入札価格等を懸念したダンピング受注の懸念、そういったことから引き上げの方向で進んでおります。その中で、本市では最低制限価格制度、そちらのほうを活用しておりますが、こういった一定財政サイドから行くと、低価格で入札いただけるということにつきましては、非常にありがたいような話ではございますけれども、そちらはまた今度ダンピングの受注、実際問題は請けられた業者さんが下請等、そういったところにしわ寄せが行くと、そういったことございます。

それを懸念されて、国のほうは、そういった低入札価格における受注を抑制するよう、そういった形で最低制限価格等につきましては、公契連モデル、平成31年3月28日の改正におきましては、引き上げのほうもされております。ということで、基本的には国のほうは最低制限価格等につきましては、引き上げの方向でずっとこの数年続いておるという中であります。

入札制度におきましては、先ほど申しましたように、本市におきましては、最低制限価格制度を活用した入札をずっとこれまでやってきましたが、こちらにつきまして今後また検討は必要なんですけれども、別途低入札価格調査制度を用いた入札制度、そういったものはございません。それは、低入札価格、あくまでも最低制限という形でびしっと決めるのではなくて、その直接工事費、一般管理、現場管理等にそれぞれパーセンテージで決めて、もう少し幅を持たすような形でやることができると、そういったことを今後検討していく必要があるのではなかろうかというところで。ここ数年そういった、特に市外業者が参加する案件につきましては、そういったことが多く出ておりますので、財政サイドとしましては、そちらを検討させていただいて、市長に承認いただいた上で、そういったこともやれるように考えてはおります。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 小笠原議員。

○14番（小笠原治幸） 今回の入札については、非常に内容におかしな点があったわけでございます。先ほど説明もいただきましたけど、このものづくりの請負の締結については、予定価格と最低価格がございまして、それはもちろんそういうことなんですけど、90%で設定され、それが設計事務所の積算した金額の90%が入札の基準になっちゃうわけでございますけど。これが落札業者はぴったり90%に合ってる、90.0何%に合ってるわけで、これ金額が一緒なんですよね。ほかの業者は、極端に言うたら3億円ぐらいの差があって、2億9,000万円ぐらいの差があったり、大きな差があるわけですよ。それで、設計事務所をお願いをして、積算をしていただいた金額、先ほども市長のほうから人手不足とか資材の高騰とかいろいろございましたけど、入札の際にそういう見直しをしましたか。設計事務所が積算した入札の時期と、この時期と随分違ってる、それぐらい以後に入札したわけなんですけど、その入札について、そういうところを加味して入札に取り組んだかというところをちょっとお聞かせを願いたいです。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） その設計に当たっては、今の建築物価の書物、また書物でわからないものは見積もりを業者からとるといって決めていっているところでありまして、それにつきまして、今直近でどうかっていうような再度の調査っていうのは実際はできてないと思います。今の書物によって、今の書物の単価とかです、今とった見積もりの単価によって積算はされているところがございますので、今がどうかっていうのは、もう今の状況であると判断して設計をしているわけでございますので、積算の根拠としてはあるわけでございますが、今の。それは説明にたえられる積算になっているということでございます。会計検査が、今後国の補助金でしたら入ってくるということもございますが、十分たえれる根拠を持って積算をしているということでございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 小笠原議員。

○14番（小笠原治幸） 私の意見としては、今回このような大きな差ができた内容には、そういう物価とか人材とか、そういうところに関係した分が含まれているわけであって、設計事務所が積算した金額をストレートに90%掛けて入札に取り組むというのは、非常に心配でございますよね。もし、その金額が何らかでわかっただら、すぐにもわかるわけであって。だからコンプライアンスの中でも、そういうところはしっかり行政側としても入札の仕方について再度検討していただけるようお願いしたいと思います。

今回のような、こういう入札は非常に市民にも不安を与えます。補助金をいただくために急いでるとはいえ、やっぱり一番大事なところですので、市民の方にも同業者に関しても安心で

きるような入札に届けていただきたいと思います。その点について、もう一度お願いします。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 先ほどの設計の件で、もう一点は設計するに当たって、その設計事務所さんが独自で勝手にやってるわけではなくて、うちの職員、建築技師も入って設計はしているところでもありますので、もう建築、設計事務所にもう丸投げというわけでは決してありません。ちゃんと市のほうでも確認しながら、設計、その単価の根拠というのでも確認しながらやってるわけですので、そのあたりは御理解をいただきたいと思います。

また、入札のやり方ってということになりますと、その入札、発注する事業の規模によって、やり方ってものを検討しないといけないというところがあるかと思いますが。

今回は、かなり大きな10億円を超えるような設計であったわけですので、このような結果になったということですので。これがまた小さな発注額だったら果たしてどうかと、いろいろその額によって状況は大きく変わってこようかと思いますが。大きな発注をすれば、それだけ最低制限価格を下げれば、自由度を上げれば、結局は大手の会社が有利になるとか、小さい会社はなかなかとりづらくなるという現実も出てくる傾向もあろうかと思いますが。そういったところも踏まえまして、事業規模を考えて、この後事業者がどのようにこれに対して事業費を見積もってくるかという、総合的に勘案して、やり方ってものを検討していきたいと思えます。

今、先ほど財政課長も申し上げましたが、再度これからの発注につきましては、そこも検討して対応してまいりますので、どうぞ御理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

○14番（小笠原治幸） 3問しかできないですね、はい。あと、委員会のほうの付託もございまして、十分審議をしていただきたいと思います、以上で質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（岡崎純男） ほかに質疑はありませんか。19番福田佐和子議員。

〔19番 福田佐和子議員発言席〕

○19番（福田佐和子） 同じように、議案第1号についてお尋ねをいたします。

これまでにも公正な入札をと、公金の使途の見える化も含めて、私は提案をしてまいりました。最低制限価格ぴったりの入札が続き、問題にもされてきたところです。市は、これまでもそれを受けて努力もしてきたはずですが、今回の入札結果は、予定価格11億3,400万円、最低価格10億2,060万円に対し、落札価格は10億2,150万円で、その差90万円。10億円を超える事業で、わずか90万円の差しかありません。その上、ほかの入札業者の価格は、8億

2,000万円、7億2,500万円、9億1,700万円、8億8,071万円、8億8,487万円、7億9,800万円、9億8,050万円と、そろって格段に低い金額になっております。

そして、落札した業者以外、全て失格となっておりますが、多くの市民の皆さんから見れば、納得のいかない入札状況になっております。入札は確かに、執行部が言われるように、業者が行うものでありますけれども、これまでもたくさん問題が出され、改善を目指すというふう  
に明らかにもされてきています。疑問を持たれない入札にするように、南国市はこれまでどの  
ように改善をされてきたのか、まずお聞きをいたします。

○議長（岡崎純男） 財政課長。

〔渡部 靖参事兼財政課長登壇〕

○参事兼財政課長（渡部 靖） 福田議員の御質問にお答えをいたします。

入札制度につきましては、こちらのほう年々、先ほども小笠原議員のほうの説明にも出さし  
ていただいたんですけども、国からの指導、そういったものに忠実に従うような形で行って  
おります。ただ、市町村におきまして、最終的には市町村が決めるというような形になり  
ますので、完全にそれに準じてるわけではないような形です。

また、入札制度の改めということなんですけれども、基本、公正、透明性の確保という  
ような形で、特に土木工事等につきましては、積算単価等、これはもう国等で決められた形、  
それに準ずるといような形で、ほぼもう各業者さん、積算システム等をはっきり導入して  
いただくことができる、積算単価そのままといような形になっておるといふうにお聞き  
しております。ただ、建築のほうにつきましては、一部市場価格等によりまして、一定  
金額につきましては差が出てくるというようところで、そこら辺につきましては、積算  
につきましては、普通の土木工事よりは難しいといふうには考えております。

透明性の確保といような形で非常に難しいんですけども、市としては公契連モデル、  
国に準じてやっておるとい形で、そういった最低制限価格等につきましても、公契連  
に基づきまして引き上げられますと、それに準じて改正を行うといような形で、それら  
につきましても基本全て公表しておるといような形になっております。逆に言いますと、  
皆さんが積算能力が上がる、業者の積算能力を上げるということ、またダンピング受注  
の防止、そういった観点から、国等は改正を行われておりますので、基本的にはそう  
いったところで、予定価格が逆にわからなくなる、市が勝手にやれるといことは、  
そちらのほうを防ぎたい、そういった形になっております。

そのため、先ほど市長が申しましたように、会計検査、そういった場合におきましては、一

部そういった資材等の歩切り等につきましては、そういった市場価格等の調査、そういったものがはっきりちゃんと行われているかどうか、そういった確認等もされます。

そういったことから、基本的に公共工事におきましては、なかなか設計金額、予定価格自体をもう市が単純に下げるとい話にはならないということで、御質問とはちょっとかけ離れているとは思いますが、なかなかそこら辺で、入札制度によってそれを改めるというのはなかなか難しい。

先ほど、小笠原議員の御質問の中の回答で言いましたように、低入札調査制度を活用した入札、そういったものを実施すれば、それはあくまでも市の基準によりましてやることができる。ただ、それは業者の積算能力を高めるというものと少しまたちょっと違うというところもあり、なかなかそこら辺で、そこにまでは踏み入れていないというのが現状でございます。また、市内業者、中小業者には、かなり影響も出るような内容にはなりますので、そこら辺を踏まえて、また金額によりましてそういった入札制度を改めること等につきましては、検討していく必要があると思っておりますけれども、実際問題は積算能力、各業者さんの積算能力を高めるための入札であるという国の指導に基づきまして、国の指導に基づいた入札制度をこれからもしていきたいというふうに考えております。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 昨日来から、財政課長からずっと説明もあったわけですが、今回の結果を受けて、本気で執行部も議会も一緒になって、市民が納得できるような入札が実現するように、双方が努力をしなければならないというふうに思っております。ぜひ、その立場で、今後力を合わせていく、公金の使い方の見える化、これをさらに進めていくということを要求をしておきたいと思っております。

そしてもう一点は、この事業に使われるお金は、市民からいただいた大切な税金です。ものづくりサポートセンター建設の財源内訳、教えていただきたいと思っております。国が補助金幾らで、市がどれくらい負担をして、海洋堂が負担をする額はどれくらいなのか、お聞きをいたします。

○議長（岡崎純男） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） ものづくりサポートセンターにつきましては、都市再生整備事業を活用しておりますので、補助率は2分の1になります。残りにつきましては、起債を充当するという形になりますが、そちらにつきましても補助事業に対する起債ということになりますので、交付税措置があるというような形になります。単純に言いますと、10億円の事業であれば、5億円は補助金をいただくことができると。で、交付税措置につきまして1億円近く、

起債の今後の償還における交付税措置というのも1億円程度出てくるのかなというところになりますので、実質的には10分の4、4億円程度の一般財源が必要になってくるというふうな形になろうかと思えます。

海洋堂の負担ということなんですけれども、施設自体は市が建てますので、そちらにつきましても海洋堂の負担というものは出ません。ただ、できたもののうちの一部につきまして、海洋堂が使うということですので、使用料、こちらについて、施設の使用料としていただくという形になろうかと思えます。そこにつきまして、まだ私のほうもちょっと存じ上げておりませんので、今後検討課題ということになろうかと思えます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 海洋堂には使用料以外は負担がないということですが、補助金と市の税金で進めていくということだと思えますが。この提案理由の説明にあるように、本当の意味で、人材育成も含め、雇用促進まで目指しているわけですから、大切な税金の使われ方、その入り口がこの入札案件だったと思えます。ここで頓挫をしているわけなんですけれども、そのあたりをきちんと議会にも市民にも理解ができるような、納得していただけるような御説明を常任委員会ではしていただきたいというふうに思えます。以上で終わります。

○議長（岡崎純男） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 濟いません、財源のほうで少し抜かりがございました。

今回の分につきましても、都市再生整備事業におきましても、そういった財源内訳に通常あります。ただ、今回海洋堂が入られるということで、別途県のほうの補助金、そういったものもいただけるということになっておりますので、それを含まれますと10分の4を下回るということで、今回の工事発注がおくれるということにおきましても、その県費の申請、そういったものを行う上で、こういったふうな形でちょっとおくれたということもございます。申しわけございませんでした。

（「以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（岡崎純男） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 議案第1号の質疑を終結いたします。

議案第2号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 議案第2号の質疑を終結いたします。

報告第1号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 報告第1号の質疑を終結いたします。

報告第2号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 報告第2号の質疑を終結いたします。

報告第3号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 報告第3号の質疑を終結いたします。

これにて、議案及び報告に対する質疑を終結いたします。

—————\*—————

○議長（岡崎純男） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第2号は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————\*—————

○議長（岡崎純男） これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 討論を終結いたします。

—————\*—————

○議長（岡崎純男） これより採決に入ります。

議案第2号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（岡崎純男） 起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

なお、報告第1号から報告第3号まで、以上3件は議決の対象となりませんので、念のため申し上げます。

—————\*—————

議 案 の 委 員 会 付 託

○議長（岡崎純男） ただいま議題となっております議案第1号はお手元へ配付してあります  
議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

—————\*—————  
議 案 付 託 表

総務常任委員会

議案第1号 （仮）ものづくりサポートセンター新築工事請負契約の締結について

—————\*—————

○議長（岡崎純男） 暫時の間休憩いたします。

午前11時10分 休憩

—————◇—————

午後1時30分 再開

○議長（岡崎純男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第1号を議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。総務常任委員長神崎隆代議員。

—————\*—————

令和元年8月2日

南国市議会議長 岡 崎 純 男 様

総務常任委員長

神 崎 隆 代

総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査結果	理 由
第 1 号	（仮）ものづくりサポートセンター新築工事請負契約	原案を可決	やむを得ない

\*

---

〔1番 神崎隆代議員登壇〕

○1番（神崎隆代） 総務常任委員会の審査の経過並びに結果につきまして、御報告を申し上げます。

今期臨時会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第1号の1件であります。

先ほど委員会を開催し、執行部から市長を初め関係課長の出席を求め、慎重に審査を行いましたので、御報告申し上げます。

議案第1号（仮）ものづくりサポートセンター新築工事請負契約の締結についてにつきましては、7月25日に一般競争入札を実施した結果を受けて、契約の締結について議会の議決を求めるものであります。一部反対意見がありましたが、審査の結果やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。なお、入札ルールの見直しと公契約条例の制定を視野に入れた委員会を立ち上げてはどうかという意見がありましたことを申し添えます。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（岡崎純男） これにて委員長の報告は終わりました。

\*

---

○議長（岡崎純男） これよりただいまの委員長の報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

\*

---

○議長（岡崎純男） これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。19番福田佐和子議員。

〔19番 福田佐和子議員登壇〕

○19番（福田佐和子） 議案第1号（仮）ものづくりサポートセンター新築工事請負契約の締結について、反対の立場で討論をいたします。

長年、機械部品をつくってこられた方が、南国市のものづくりの力はすごいとよく言われておりました。手づくりのものを販売している若い人たちも多く、先日の高新には、商店街で開

いたマルシェの記事もありました。

今回のものづくりセンターが提案理由にもあるように、さまざまなものづくりをしている市民の拠点になり、南国市民の手づくりを応援することになればと思っておりました。しかし、残念ながら、提案された一般競争入札の結果は、適切な競争がされたのかどうか、との考えから反対をいたします。

これまでの説明にもありましたように、市はルールに基づいて行った入札だとは思いますが、市民から見れば、この結果は余りにも不自然であり、納得のいかない内容ではないでしょうか。予定価格11億3,400万円でありましたが、最低価格10億2,060万円に対し、落札価格は10億2,150万円で、その差わずか90万円、10億円を超える事業で90万円の差しかありません。その上、ほかの入札業者の価格は8億2,000万円、7億2,500万円など、格段に低い金額になり、落札業者以外、全員失格となっています。この結果を見れば、入札の求める適切な競争が果たされていないと思わざるを得ません。

これまでも、制限価格ぴったりの落札が続き、問題にもなり、改善もしてきたはずですが。確かに、入札するのはあくまでも業者ではありますが、事業に使うお金は市民の大切な税金です。適正な競争入札によって、よいものが適正な価格で実現されるように、執行部と議会ともに、そのための努力も今後すべきだとの思いも含め、市民に納得していただけない今回の入札議案には反対をいたします。同僚議員の御賛同をよろしく願いいたします。

○議長（岡崎純男） ほかに討論はありませんか。17番浜田勉議員。

〔17番 浜田 勉議員登壇〕

○17番（浜田 勉） 私は、ものづくりセンター（仮称）についての、この予算に絡む入札、このことについて市民感情を逆なではならないとの立場から、反対討論をいたします。

私は、二元代表制という議会制民主主義の本旨に照らして、議員は有権者たる市民から委託されたその権限、執行部の言いなりにならず、主体性を持った議員活動を願う、その考えを受けとめ、議員の名誉にかけて判断が求められているのが、今議会の3億円の差であります。

皆さんもよく耳にたこ、道路や河川の改修に100万円の工事費があれば300カ所に該当します。受益者1カ所を10名としたら、3,000人の生活環境がよくなるではありませんか。地方行政にスピードとよく言われます。それは、南国市は市是として、橋詰市長はいつも言ったのは、スピードを持って行政が取り組むというふうに言われました。今、現市長もそれを踏襲し、その実行に努めたいというのが、市長就任の御挨拶だっと思っております。

では、実際の即断即行という点ではどうでしょうか。職員の大きな声の即断、お金がありま

せん、によって一蹴されているではありませんか。そのような市民生活、感情から遊離した3億円、天下のお大臣になってはなりません。昔、このような考え方を比喻した形で、親方日の丸と言われました。私は、そういうふうな考え方、これは決して市民の暮らしを守る視点からは逸脱していく一つの行為と見なければならぬと思います。

私は、以上の視点から所見を述べ、反対討論といたしますが、執行部にあつては、良薬は口に苦し、忠言は耳に逆らうの言葉を参考にされ、振り返りながら是正に努め、入札制度の改善の決意を、まさに即断即行で進められんことを求め、反対討論といたします。議員諸君の賛同を求めてやみません。

○議長（岡崎純男） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 討論を終結いたします。

—————\*—————

○議長（岡崎純男） これより採決に入ります。

議案第1号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岡崎純男） 起立多数であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

—————\*—————

○議長（岡崎純男） 以上で今期臨時会の付議事件は議了いたしました。

これにて第408回南国市議会臨時会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午後1時41分 閉会